平成２３年（フ）第１５６号
三重県四日市市朝日町１番14号
債務者　佐々木直美
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
三重県四日市市日永西４丁目４番15号　ビバリーハイツ日永Ａ－２
債務者　川合　功郎
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
三重県三重郡菰野町大字菰野8661番地６
債務者　松永久美子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
三重県三重郡菰野町大字小島2469番地１
債務者　野元　幸則
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
三重県四日市市小古曽２丁目27番９号　シトラスの風Ａ101
債務者　東　　司
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
三重県四日市市中川原３丁目１番16号
債務者　上田　浩司
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
滋賀県草津市木川町1230番地66
債務者　小島さおり
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２３号
大津市瀬田３丁目１番３号　エステートピア瀬田Ａ203号、前住所鳥取県東伯郡琴浦町大字太一垣10番地３町住22号
債務者　紙谷　志保
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４７号
滋賀県湖南市石部中央４丁目８番31―307号
債務者　川島　　操
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７８号
滋賀県草津市南笠町1904番地113
債務者　安藤美智子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７９号
滋賀県甲賀市甲南町寺庄432番地
債務者　北田　公祐
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８２号
大津市坂本６丁目29番78―103号
債務者　橋本　祐子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０８号
大津市八屋戸633、住民票上の住所大津市木戸1368番地の35
債務者　熊谷　星一
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８１号
京都市伏見区深草鈴塚町６番地の13
債務者　サンプリシアこと　山本　範子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９２０号
京都府城陽市寺田水度坂88番地の11
債務者　松尾　康代
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９２６号
京都市中京区西ノ京南壺井町21番地　アドミラルマンション203号
債務者　福田裕太郎
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９５９号
京都市右京区鳴滝本町100番地
債務者　岩本　軍治
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９６０号
京都市右京区鳴滝本町100番地
債務者　岩本千鶴子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係